

## 平成19年度財務監査（10）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の時期

平成19年12月17日から同月26日までの期間のうち6日間

#### 2 監査の対象

##### (1) 教育委員会事務局 学校教育部

庶務課、新しい学校づくり担当課、学務課、施設課、保健給食課、第一総合調理場、教育指導課、総合教育センター、練馬教育相談室

##### (2) 教育委員会事務局 生涯学習部

生涯学習課、練馬公民館、郷土資料室、美術館、スポーツ振興課、総合体育館、光が丘体育館、桜台体育館、上石神井体育館、三原台温水プール、豊玉中庭球場、練馬総合運動場、光が丘図書館、石神井図書館、練馬図書館、貫井図書館、稻荷山図書館

#### 3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

#### 4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。